

市第112号議案

横浜市特別会計設置条例の一部改正

横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年 2月13日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例

横浜市特別会計設置条例（昭和39年 3月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号を次のように改める。

(1) 削除

第1条に次の1号を加える。

(17) 横浜市後期高齢者医療事業費会計

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。ただし、第1条に1号を加える改正規定は、平成20年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市特別会計設置条例第1条第11号の規定にかかわらず、平成22年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市後期高齢者医療事業費会計を設置し、及び横浜市老人保健

医療事業費会計を廃止するため、横浜市特別会計設置条例の一部を改正したいので提案する。